

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 77 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 削除

第4条の9第1項第10号中「第2条に掲げる」を「に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の9の改正規定は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)